

## 柏市ごみ出しカレンダー広告掲載基準

制定 平成 21 年 6 月 1 日

施行 平成 21 年 6 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この基準は、柏市広告物掲載取扱要領（平成 17 年 12 月 20 日制定）に基づき、柏市ごみ出しカレンダー（以下「カレンダー」という。）に広告を掲載するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

### (掲載の範囲)

第 2 条 掲載できる広告は、市民生活に関連したもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝のみに係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 柏市暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 3 号までに定められている暴力団、暴力団員並びに暴力団員等

ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

イ 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

ウ 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものをいう。

- (6) その他、掲載する広告として妥当でないと市が認めるもの
- (広告の掲載順位)

第 3 条 広告掲載の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 市内に本店又は主たる事務所を有する企業等の広告
- (2) 市内に事業所を有する企業等の広告

- (3) 第1号及び第2号に掲げる企業等以外の企業等に係る広告
- (4) 国，地方公共団体及び公社，公団，公益法人及びそれに類するものに係る広告
- (5) その他掲載することが適当であると市長が認める広告  
(掲載の位置)

第4条 広告の掲載位置は，当該年度のレイアウトに応じて紙面の表裏下部（1ページあたり縦約35ミリメートル×横約275ミリメートル）に設けることとする。

(広告の種類・規格等)

第5条 カレンダーの配布先及び発行時期は，次のとおりとする。

カレンダーの配布先	発行時期
市内全世帯及び希望者に配布	1年に1回（3月発行予定）

2 広告の規格は，次のとおりとする。

規格	サイズ等
1号広告	表面掲載 縦約35ミリメートル×横約90ミリメートル ※4色カラー刷り
2号広告	裏面掲載 縦約35ミリメートル×横約90ミリメートル ※2色カラー刷り

(掲載募集枠)

第6条 広告掲載の募集枠は最大12枠とする。

(掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は1年間とし，当該カレンダーの次年度分のカレンダーを発行するまでの期間内において発行されるすべてのカレンダーに掲載される。

(募集方法)

第8条 募集方法は公募とし，柏市ホームページ等に募集要項等を掲載して希望者を募るものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は，柏市ごみ出しカレンダー広告掲載申込書（第1号様式）に，法人

の場合は，法人の登記簿謄本の写し，法人格のない場合は，身分証明書の写しと掲載しようとする広告の原稿案を添えて市長に申込むものとする。

2 広告掲載は，第5条第2項の各号広告規格ごとに1枠まで申込むものとする。

3 申込者は，次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 市税の滞納がないもの

(2) 入札等における指名停止等のないもの

(届出事項)

第10条 申込者は，以下の事項を申込み時に届け出るものとし，以下の事項に変更があった場合は直ちに届け出るものとする。届け出がなかったことにより生じた損害は申込者の負担とする。

(1) 商号（屋号），代表者名及び所在地

(2) 業種，取扱商品及び役務

(3) 本サービス利用に係る責任者の氏名，電子メールアドレス，電話番号その他所定の事項

(4) 身元を証明する書類（法人の場合登記簿謄本など，法人格のない場合運転免許証）の写し。

(5) その他市が指定する申込者の業務に関する事項

(広告掲載の審査・決定)

第11条 市長は，第9条第1項の申込書を受理したときは，掲載の可否を審査・決定し，市と申込者との間で掲載の内容・条件等を協議し合意したときは，広告掲載契約を書面を取り交わすものとする。

2 前項の審査にあたり，市長が申込者の第9条第3項の状況について調査し審査に利用することを申込者は合意するものとする。

(広告掲載料)

第12条 広告の掲載料金は，第5条第2項に規定する1号広告1枠当たり50,000円，及び2号広告枠1枠当たり30,000円とする。

(広告料金の支払い)

第13条 申込者が支払いを行うときは，市の発行する納入通知書に記載された納入期限までに，市の指定する口座に振り込むもの

とする。

2 申込者は、契約に基づく支払いを期限までにしない場合、市に対し期限の翌日から完済日までの日数に応じ遅延利息率（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率をいう。）で計算した額の遅延損害金を支払うものとする。

3 広告料金その他契約に基づいて申込者から市に支払われる金額の支払いについて必要な費用は、申込者の負担とする。

（広告内容の責任）

第14条 広告の内容については、すべて申込者の責任とする。

（守秘義務）

第15条 契約期間中又は契約終了後にかかわらず、契約及び契約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項を第三者に漏洩・開示・提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

（禁止事項）

第16条 申込者は、以下の行為を行ってはならない。

(1) 法令の定めに違反する行為又はそのおそれのある行為

(2) 公序良俗に反する行為

(3) 社団法人日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反する行為

(4) 消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為

(5) 市又は第三者に対し、財産権（知的財産権を含む）の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為又はそのおそれのある行為

(6) 市の広告掲載業務の運営・維持を妨げる行為

(7) 有害な情報を広告する行為

(8) 市が別途禁止行為として定める行為

（免責）

第17条 市は、申込者が広告掲載に関して被った損害について、賠償する責任を負わない。

(市による契約解除)

第18条 市は、申込者が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに契約を解除するとともに、直ちに申込者の広告をカレンダーから削除することができる。

(1) 本基準等に違反したとき

(2) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき

(3) 差押え，仮差押え，仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申し立てを受けたとき

(4) 破産，民事再生，会社更生，会社整理又は特別精算の申し立てがされたとき

(5) 前3号の他，申込者の信用状態に重大な変化が生じたとき

(6) 解散又は営業停止状態となったとき

(7) 広告料金を滞納したとき

(8) 販売方法，取扱商品，その他業務運営について行政当局による注意又は勧告を受けたとき

(9) 販売方法，取扱商品，その他業務運営が公序良俗に反し又は広告にふさわしくないと市が判断したとき

(10) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると市が判断した場合

(11) その他市が申込書との本契約の継続が困難であると市が判断した場合。

2 市は、申込者に対して、広告を削除するための必要経費を請求することができる。

附 則

この基準は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年11月1日から施行する。